

消費税引上げに伴う介護保険料の負担軽減について

1 趣旨

平成31年10月の消費税引き上げにあわせ、社会保障の充実の取組みとして、国により低所得者への負担軽減策が実施されることとなったため、第1号被保険者の介護保険料を改定する。

2 介護保険料（第1段階～第3段階）の内容

市民税非課税世帯である第1段階から第3段階の保険料について、国の示す軽減幅の上限まで軽減する。

消費税率引き上げが平成31年10月であることから、31年度は半年分、32年度から通年分となるよう、段階的に軽減率を拡充する。

段階	対象となる方	30年度		31年度		32年度	
		料率	保険料額	料率	保険料額	料率	保険料額
第1段階	世帯員全員が市民税非課税で本人の所得が80万円以下等	×0.45	28,620円	×0.375 (▲0.075)	23,850円 (▲4,770)	×0.3 (▲0.15)	19,080円 (▲9,540)
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で本人の所得が80万円～120万円以下	×0.65	41,340円	×0.525 (▲0.125)	33,390円 (▲7,950)	×0.4 (▲0.25)	25,440円 (▲15,900)
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で第1・2段階以外	×0.75	47,700円	×0.725 (▲0.025)	46,110円 (▲1,590)	×0.7 (▲0.05)	44,520円 (▲3,180)

3 スケジュール

平成31年2月 第1回千葉市議会定例会にて、介護保険条例改正
 ※根拠となる政令の発出が年度末となる見込みのため、具体的な軽減幅は千葉市介護保険規則に委任する。

平成31年4月 条例施行・千葉市介護保険規則改正

4 介護保険料

段階	対象者		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
			料率	年額	料率	年額	料率	年額
1段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等		×0.45	28,620円	×0.375	23,850円	×0.3	19,080円
	本	世帯員全員が市民税非課税の方で、本人の「課税年金収入額」とその他の「合計所得金額」の合計額が80万円以下の方等						
2段階	が	世帯員全員が市民税非課税の方で、本人の「課税年金収入額」とその他の「合計所得金額」の合計額が80万円を超えて120万円以下の方等	×0.65	41,340円	×0.525	33,390円	×0.4	25,440円
3段階	民	世帯員全員が市民税非課税の方で、第1・2段階以外の方、転入等により世帯状況等が把握できない方等	×0.75	47,700円	×0.725	46,110円	×0.7	44,520円
4段階	税	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.9	57,240円	同左			
5段階 (基準)	非	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で第4段階以外の方						
6段階	課	合計所得金額80万円未満の方等						
7段階	税	合計所得金額80万円以上125万円未満の方等						
8段階	本	合計所得金額125万円以上190万円未満の方等						
9段階	人	合計所得金額190万円以上300万円未満の方等						
10段階	が	合計所得金額300万円以上500万円未満の方等						
11段階	市	合計所得金額500万円以上700万円未満の方等						
12段階	民	合計所得金額700万円以上900万円未満の方						
13段階	税	合計所得金額900万円以上の方						

